

南アルプス市  
指定管理者制度の適用に関する基本方針

南アルプス市  
令和5年7月

本市における公の施設の管理に関する指定管理者制度の運用については、地方自治法（以下「法」という。）、南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づき、次の考え方により進めるものとする。

## 1 指定管理者の選定方法

### (1) 基本的な考え方

指定管理者の募集に当たっては、選定基準を定め、公募による選定を原則とする。

### (2) 非公募により指定管理者を選定できる場合

施設の設置目的、利用状況等を踏まえ、次のような場合には、公募によらず指定管理者を選定（特定指定）する。この場合、選定審査会の意見を聴くものとする。

- ① 公募に対し申請がなかったとき又は申請をした団体のいずれもが要件を満たさなかった場合
- ② 施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないと認められる場合
- ③ 地域等の活力を活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められる場合
- ④ 対応の継続性が特に必要な社会福祉施設等で、現受託団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合
- ⑤ 施設の設置目的に沿って施設管理を適正に行うため、利用者や利用団体等を把握し、人的信頼関係をもつ団体による管理運営が適している場合
- ⑥ 市が出資する公益法人等が、設立目的の達成（市の政策支援）のため、当該公の施設の管理運営が不可欠と認められる場合
- ⑦ 上記のほか、特別の事由がある場合

### (3) 指定候補者の選定の特例

公募による選定を行わない場合、市が出資等している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者として選定することができる。

公共的団体は、市内にある農業協同組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、文化協会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人であるか否かは問わない。地域住民を中心とした管理団体や専門的な業務を市から委託されていた団体、市の事業に大きく関与している団体、施設の設置により設立された団体なども公共的団体に含む。

- ① 市が出資等している法人      スポーツ協会、桃源文化振興協会等
- ② 公共団体                      土地改良区、他地方公共団体等
- ③ 公共的団体                   農協、商工会、観光協会、社会福祉協議会、文化協会  
自治会、地元管理団体、公益法人等

#### (4) 指定期間

指定期間は、原則として5年とする。ただし、施設の性格、サービス提供の安定性等の観点から、個別に設定することも可能とするが、この場合であっても10年を限度とする。

#### (5) 指定管理料、納付金

指定管理者へ指定管理料を支払う場合にあつては、原則として、あらかじめ指定期間に係る当該指定管理料の上限額を設定する。また、指定管理者から納付金の納付を受ける場合においては、原則として、納付金の下限額を設定する。ただし、納付金の下限額の設定が困難な場合、指定管理者の当該事業年度の売り上げ又は利益に対し、あらかじめ設定した納付率を乗じた額を納付金として受け取ることができる。この場合については、原則として、納付率の下限率を設定する。

指定管理料（納付金額又は納付率）については、基本的に提案時の管理料（納付金額又は納付率）の範囲内で、指定管理者と協議のうえ定める。ただし、募集要項に記載した条件が変わり、提案時の指定管理料上限額（納付金額の下限額又は納付率の下限率）を見直す必要が生じた場合には、指定管理者と修正の協議を行うものとする。

#### (6) 利用料金制度

公の施設の管理運営に当たって、指定管理者の自主的な努力を発揮させるために有効であることから、使用料収入がある施設については原則として利用料金制を採用する。

#### (7) 責任分担

指定管理者と市の責任分担は南アルプス市指定管理者制度運用ガイドラインにおいて定める。

#### (8) 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により事業を実施できる。

#### (9) 条例の改正

管理の基準、業務の範囲等については、設置条例に規定する必要があるため、施設所管課において施設の設置条例を改正する。

## 2 指定管理者の募集手続き

#### (1) 募集要項の作成

条例第2条、施行規則第2条に基づき、各施設の特性等を勘案し募集要項を作成する。

#### (2) 募集方法

指定管理者の募集に当たっては、市の掲示板、ホームページ、広報紙等を活用し広く周知する。

### (3) 公募期間

公募の期間は、原則として最低でも1ヶ月以上確保するものとする。

### (4) 申請者の資格要件

申請者の資格要件は、各施設の特性、規模、機能等を勘案のうえ設定する。また、地域制限、資格制限等の要件を設定する場合には、審査会の意見を聴くものとする。

なお、次の①～⑩の事項については共通的な要件とする。

- ① 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中でないこと。
- ③ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること。
- ④ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録をしていること。
- ⑤ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消しを受けていないこと。※ただし、指定管理者による指定の取消しの申出があり、市または教育委員会が合意した上で指定の取消しを行った場合は、この限りではない。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑧ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
- ⑨ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。
- ⑩ 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が以上の条件を満たすこと。

### (5) 応募資料の取り扱い

募集要項に基づき提出された資料については、南アルプス市情報公開条例の対象とする。

ただし、「法人の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報等で、開示することにより当該法人の事業活動が損なわれるおそれがある情報については、条例第5条第1項第3号に基づき開示しないことができる。」とする。

## 3 指定管理者の選定手続き

### (1) 指定管理者選定審査会

審査手続きの透明性、公平性を確保するため、学識経験者等外部委員を加えた選定審査会を設置する。

### (2) 選定基準の設定

指定管理の選定基準は、条例第 4 条に基づく項目を基本とし、具体的な選定基準を選定審査会の審査項目として設定する。

- ① 施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 施設の設置の目的に照らし、その効果を十分に発揮させるとともに、その管理を効率的に行うことができるものであること。
- ③ 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ その他市長等が公の施設の性質又は目的に応じて指定する基準

### (3) 審査

施設所管課による事業計画書等の一次審査（書類審査）及び選定審査会による提案価格、提案内容等を総合的に評価する二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行うものとする。

選定審査会は、審査結果を市長、教育委員会に答申する。

### (4) 候補者の選定

選定審査会からの答申を受け、市長、教育委員会が指定管理候補者を選定する。

### (5) 非公募により指定管理者候補者を選定する場合の取扱い

非公募により指定管理候補者を選定する場合は、申請書等については期日を定め提出をもとめることとし、適正な施設の管理運営が図られるよう、選定基準に基づき提出書類の審査を行う。

### (6) 仮協定の締結

指定管理候補者と管理運営の業務の詳細について協議を行い、協議が整った場合には、この内容を仮協定（確認書）として締結する。

候補者と協議が整わない場合は、選定審査会において次点となった応募者を、指定管理者の候補者として協議を行うものとする。

### (7) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、次の事項について、議会の議決を経るものとする。

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ② 指定管理者となる団体の名称
- ③ 指定期間

### (8) 債務負担行為の議決

指定期間が複数年度にわたることから、原則として指定の議決と同時に、債務負担行為の議決を行う。

### (9) 基本協定・年度協定の締結

指定の議決後は、管理業務の実施にあたっての詳細事項について、指定管理者との間で協定を締結する。

指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日～翌年3月31日）

に締結する「年度協定」を締結する。

## 4 指定後の管理

### (1) 施設の管理運営状況の把握及び指導・監督の実施

指定管理者による管理運営が、適正かつ安定的に提供されているかの点検を常に行い、必要な場合は指導等を行う。

### (2) 個人情報の保護及び情報の公開

個人情報の保護に関する法律及び南アルプス市個人情報保護法施行条例、南アルプス市情報公開条例の趣旨に従って、指定管理者制度導入施設に関しても、適切な個人情報の保護及び必要に応じた情報公開を行う。

### (3) 施設の管理運営への市民参加

利用者アンケートやモニター調査などの実施により、利用者の満足度や苦情を把握するなど、施設の管理運営への市民参加を進め、住民サービスの向上を図るものとする。

### (4) 指定の取消し等

次のような場合に該当するときは、指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の一部の停止等を命じる。

- ① 当該施設の設置管理条例又は基本協定の規定に違反したとき。
- ② 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- ③ 法第244条の2第10項の規定による指示に従わないとき。
- ④ 当該施設の指定管理者の募集要項に定める資格要件を失ったとき。
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時。
- ⑦ 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時。
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき。
- ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ等の市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。）により、管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時。
- ⑩ 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申出があったとき。
- ⑪ その他市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

**(5) 指定管理者制度を適用した施設に対するモニタリング**

必要なサービス水準と適正な施設管理を確保するため、指定管理者制度を適用した施設に対するモニタリングを実施する。

**(6) 感染症対策の実施**

2020年から世界的な流行を巻き起こした新型コロナウイルス感染症を始め、あらゆる感染症の流行に対して、適切な感染症対策が行われるよう努める。必要に応じて施設の感染対策ガイドライン等の策定を促す。

**5 その他**

**(1) ガイドラインの策定**

指定管理施設の更新、新規導入に当たり、事務手続き等に関する詳細な事項を南アルプス市指定管理者制度運用ガイドラインとして別に定める。